事前評価調書

I 事業概要												
事	業 名 砂防等事業 (急傾斜地崩壊対策事業)											
地	区名	たぐちくいき 田口区域										
事業箇所		きたしたらぐんしたらちょうたぐちちない 北設楽郡設楽町田口地内										
事業のあ らまし		当該区域は、保全対象に設楽警察署及び保全人家4戸を有するがけ高36m、勾配33°の急傾斜地である。 がけ崩れの危険性の高い区域であり、人命などを守るため、急傾斜地崩壊防止施設の整備を行う。										
事	業目標	【達成(主要)目標】 設楽警察署、人家4戸及び町道をがけ崩れによる土砂災害から保全する。 【副次目標】(必要に応じて記載する) なし										
事	業費		事業費									
	1. (億円		0.8億				円、■そ		0.1億円	
事	業期間			21 年度	着工予定年度 2023 年度 完成予				完成予定	年度	2025 年度	
Ⅱ評価												
①事業の必要性	1) 必要性		 豪雨などによりがけ崩れが発生した際には甚大な被害が発生するおそれがあるため、早急に急傾斜地崩壊防止施設の整備を行い、保全対象を保護する必要がある。 費用便益分析マニュアル(急傾斜)に基づき算定したB/Cは17.0で1.0を超えている。 A: 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B: 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。 【理由】がけ崩れから保全対象を保護する必要があるため。 									
	1) 事業計画				2021	2022	2023	2024	2025	合計		
②事業の実効性			工種 区分	調査・設計 補償 工事 ・擁壁工 資(億円)		-	1.0	2024	>	1.0		
対性	2)地元の合意形成		地元住民及び関係者から急傾斜地崩壊対策事業への要望が非常に高く、合意形成が図られている。									
	判定		A事業計画の実効性が期待できる。 B: 事業計画の実効性が期待できない。【理由】 地元住民及び関係者の合意形成が図られているため。									
Ш	対応方針											

事業実施が

事業実施が妥当である。: 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。

事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。

妥当である

IV 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象(事業完了後5年目) □対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

【主な評価内容】

急傾斜地崩壊防止施設と保全対象の状況から事業効果を確認する。